平成２８年（フ）第１１３号
名古屋市天白区横町701番地　天白賃貸住宅405号
債務者　楢原　憲正
1　決定年月日時　平成28年３月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月２日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第９号
青森県三沢市平畑２丁目１番140号
債務者　柴山　　勝
1　決定年月日時　平成28年３月14日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月６日まで
青森地方裁判所十和田支部

平成２８年（フ）第１２号
青森県十和田市西十六番町17番11号
債務者　四戸　貴之
1　決定年月日時　平成28年３月14日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月６日まで
青森地方裁判所十和田支部

平成２８年（フ）第１５号
茨城県石岡市東成井1605番地５　アリーブ羽鳥第二　Ｂ－６
債務者　岩崎洋一郎（旧姓飯島）
1　決定年月日時　平成28年３月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月６日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２８年（フ）第３３号
群馬県高崎市浜尻町479番地１　サンシティーコーポ浜尻101号
債務者　千島　和幸
1　決定年月日時　平成28年３月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月６日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２８年（フ）第６５号
埼玉県桶川市泉２丁目14番32号　泉ゴールドハイム202号、旧住所埼玉県加須市上崎2412番地30
債務者　田中　和弘
1　決定年月日時　平成28年３月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月６日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第６９号
埼玉県川口市戸塚境町19番23号
債務者　志村　貴美
1　決定年月日時　平成28年３月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月６日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第１１８号
埼玉県蕨市中央４丁目１番１号　エスティーハイツ302号、旧住所さいたま市南区南浦和３丁目39番20棟704号
債務者　佐藤　尚子
1　決定年月日時　平成28年３月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月６日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第１４６号
埼玉県久喜市青葉１丁目１番23―401号
債務者　込山　千鶴
1　決定年月日時　平成28年３月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月６日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第１５４号
埼玉県川口市芝新町３番13―305号　アルファーコート蕨
債務者　庄司　美雪
1　決定年月日時　平成28年３月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月６日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第２２２号
埼玉県川口市末広２丁目７番４号
債務者　森　　勝
1　決定年月日時　平成28年３月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月６日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第２２４号
埼玉県戸田市美女木１丁目18番地の３　鎌野荘102号室
債務者　緒形　一春
1　決定年月日時　平成28年３月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月６日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第２２９号
埼玉県蓮田市大字根金1326番地　福山通運㈱社宅Ａ－109号、旧住所埼玉県越谷市大字大道387番地　ベルフレール103
債務者　松本　直征
1　決定年月日時　平成28年３月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月６日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第２３４号
埼玉県鴻巣市登戸367番地　１―410号室　市営住宅登戸団地
債務者　山中千代子
1　決定年月日時　平成28年３月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月６日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第２３８号
埼玉県川口市芝下１丁目５番11―402号　シニアハウジング川口芝
債務者　中村　リヱ
1　決定年月日時　平成28年３月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月６日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第２５２号
埼玉県川口市飯塚４丁目５番27号　高田屋コーポ202号
債務者　吉岡　生江
1　決定年月日時　平成28年３月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月６日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第６３号
埼玉県深谷市西大沼423番地１
債務者　山本　美香
1　決定年月日時　平成28年３月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月６日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部